

立ちどまらない保険。

MS&AD MS&ADインシュアランスグループ

第11期 定時株主総会招集ご通知

日時

2019年6月24日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階 芙蓉の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社取締役に対する
譲渡制限付株式の付与のための
報酬等の決定の件

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

証券コード 8725

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第11期定時株主総会を6月24日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 グループCEO 柄澤 康喜

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針（バリュー）

- **お客さま第一 Customer Focused**
わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実 Integrity**
わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク Teamwork**
わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新 Innovation**
わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム Professionalism**
わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランス グループ 当社と主要保険会社

MS&AD

MS&ADホールディングス

MS&AD 三井住友海上



MS&AD あいおいニッセイ同和損保



MS&AD 三井ダイレクト損保

三井ダイレクト損保の
自動車保険

MS&AD 三井住友海上あいおい生命



MS&AD 三井住友海上プライマリー生命



個人年金は、
未来への贈りもの。

目 次

(ページ)

第11期定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使についてのご案内 2

株主総会参考書類 3

第1号議案 剰余金の処分の件 3

第2号議案 取締役12名選任の件 4

第3号議案 監査役1名選任の件 17

第4号議案 当社取締役に対する
譲渡制限付株式の付与のための
報酬等の決定の件 19

添付書類 23

事業報告 23

連結計算書類 49

計算書類 51

連結計算書類に係る会計監査人の
会計監査報告 53

会計監査人の会計監査報告 54

監査役会の監査報告 55

ご参考 57

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目27番2号

MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社

取締役社長 グループCEO 柄澤 康喜

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁のご案内にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 芙蓉の間

3. 株主総会の目的である事項

報告 事項

1. 第11期〔2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）〕事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期〔2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）〕計算書類の内容報告の件

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

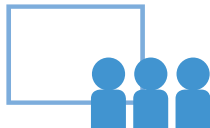
- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 本招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております（修正が生じた場合は、修正後の内容を掲載いたします。）。

当社ウェブサイト <https://www.ms-ad-hd.com>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

株主総会開催日時 2019年6月24日（月曜日）午前10時

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2019年6月21日（金曜日）午後5時到着

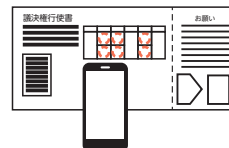
インターネットによる議決権行使



次の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

▶ **議決権行使サイト** <https://www.web54.net>

なお、スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。



インターネットによる議決権行使期限 2019年6月21日（金曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート ☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社IJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全性の確保を前提として、収益力と資本効率を向上させ、グループ全体としての企業価値を拡大し、業績等に応じた、継続的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、当社では、1株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、グループ修正利益*の40%から60%相当額を目処に配当と自己株式の取得により利益還元を行う方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上の方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額40,859,822,430円

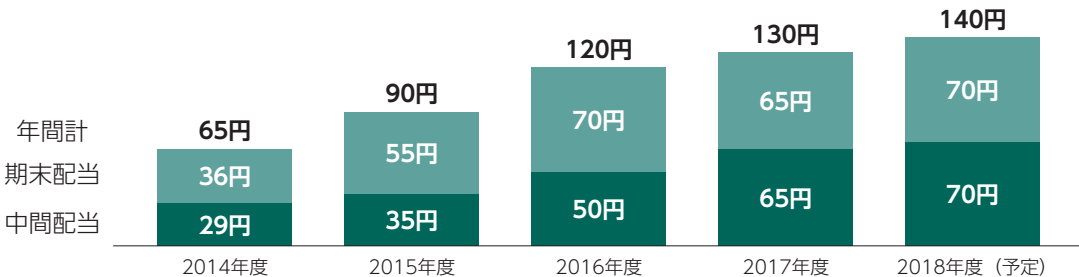
この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金140円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月25日

* グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

※ご参考 1株当たり配当（中間・期末・年間計）の推移



第2号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当
1	再任 鈴木 久仁	代表取締役 取締役会長 会長執行役員
2	再任 柄澤 康喜	代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）
3	再任 原 典之	代表取締役 執行役員
4	再任 金杉 恭三	代表取締役 執行役員
5	再任 藤井 史朗	取締役 副社長執行役員 総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、 海外生保事業部、IT企画部、国際管理部、監査部、 グループCFO、資本政策、サステナビリティ
6	再任 樋口 昌宏	取締役執行役員 損害サービス
7	再任 黒田 隆	取締役執行役員 販売
8	再任 松永 真理	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
9	再任 坂東 真理子	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
10	再任 有馬 彰	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
11	再任 池尾 和人	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
12	再任 飛松 純一	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）

候補者
番号

1



すず き ひさ ひと
鈴 木 久 仁

再任

■ 生年月日	1950年9月15日生
■ 所有する当社株式の数	37,370株
■ 取締役会への出席状況（2018年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

営業、経営企画、統合推進、生命保険事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2016年から同社の取締役副会長を、また2014年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1973年 4 月 大東京火災海上保険株式会社入社
2000年 4 月 同社執行役員統合推進室長
2001年 4 月 あいおい損害保険株式会社執行役員経営企画部長
2002年 4 月 同社常務執行役員
2002年 6 月 同社常務取締役
2003年 5 月 あいおい生命保険株式会社専務執行役員
2003年 6 月 同社取締役副社長
2004年 3 月 あいおい損害保険株式会社専務執行役員
2004年 6 月 同社専務取締役
2008年 6 月 同社取締役専務執行役員
2010年 4 月 同社取締役社長
当社取締役執行役員
2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
2014年 6 月 当社取締役会長 会長執行役員（現職）
2016年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役会長 会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長

候補者
番号

2



から さわ やす よし
柄 澤 康 喜

再 任

- | | |
|----------------------|--------------|
| ■ 生年月日 | 1950年10月27日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 25,200株 |
| ■ 取締役会への出席状況（2018年度） | 12/12回（100%） |

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2016年から同社の取締役会長を、また2014年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1975年 4 月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2004年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 2005年 6 月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 2006年 4 月 同社取締役常務執行役員
- 2008年 4 月 同社取締役専務執行役員
当社取締役
- 2009年 4 月 取締役専務執行役員
- 2010年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員
当社取締役執行役員
- 2014年 6 月 取締役社長 社長執行役員（現職）
- 2016年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）

- 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）

- 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

候補者
番号

3



はら
原

のり
典

ゆき
之

再任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	20,100株
■ 取締役会への出席状況（2018年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年から三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1978年 4 月 大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
2010年 4 月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
2012年 4 月 同社取締役常務執行役員
2013年 4 月 同社取締役専務執行役員
2015年 4 月 同社取締役 副社長執行役員
2016年 4 月 同社取締役社長 社長執行役員（現職）
当社執行役員
2016年 6 月 取締役執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員

候補者
番号

4



かな すぎ やす ぞう
金 杉 恭 三

再任

■ 生年月日	1956年5月29日生
■ 所有する当社株式の数	29,108株
■ 取締役会への出席状況（2018年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4 月 大東京火災海上保険株式会社入社
2008年 4 月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
2009年 4 月 同社執行役員
2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
2011年 4 月 同社常務執行役員
2012年 4 月 当社執行役員
2012年 6 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
2013年 4 月 同社取締役専務執行役員
2014年 6 月 当社取締役執行役員（現職）
2016年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長

候補者
番 号

5



ふじ い し ろう
藤 井 史 朗

再 任

■ 生年月日	1956年9月29日生
■ 所有する当社株式の数	31,215株
■ 取締役会への出席状況（2018年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、商品業務、損害サポート、営業、システム・事務に携わる等、豊富な業務経験を有し、2016年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4 月 大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2009年 4 月 同社取締役執行役員経営企画部長
2010年 4 月 同社常務執行役員損害サポート本部長
当社執行役員
2012年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員東京本部長
2014年 4 月 当社専務執行役員
2014年 6 月 取締役専務執行役員
2016年 4 月 取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役 副社長執行役員

総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、海外生保事業部、
IT企画部、国際管理部、監査部、グループCFO、資本政策、
サステナビリティ

候補者
番 号

6



ひ 樋 ぐち 昌 まさ ひろ 宏

再 任

- 生年月日 1959年6月11日生
- 所有する当社株式の数 10,960株
- 取締役会への出席状況（2018年度） 10/10回（100%）*

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、運用企画、人事、損害サービスに携わる等、豊富な業務経験を有し、2018年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1982年 4 月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2014年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員人事部長
- 2016年 4 月 同社取締役常務執行役員
- 2017年 4 月 当社執行役員
- 2018年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員（現職）
- 2018年 6 月 当社取締役執行役員（現職）

- 当社における地位及び担当：取締役執行役員
損害サービス

- 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

* 樋口昌宏氏は2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2018年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

候補者
番号

7



くろ
黒

だ
田

たかし
隆

再任

■ 生年月日	1956年3月18日生
■ 所有する当社株式の数	18,500株
■ 取締役会への出席状況（2018年度）	10/10回（100%）*

■ 取締役候補者とした理由

営業、経営企画、損害サポートに携わる等、豊富な業務経験を有し、2018年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4 月 住友海上火災保険株式会社入社
2009年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員中部本部長
2011年 4 月 同社常務執行役員東京企業第一本部長
2014年 4 月 同社専務執行役員東京企業第一本部長
2015年 4 月 同社取締役専務執行役員損害サポート本部長
2018年 4 月 同社取締役 副社長執行役員（現職）
当社執行役員
2018年 6 月 取締役執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員 販売

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

* 黒田隆氏は2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2018年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者
番号

8



まつ なが ま まり
松 永 真 理

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1954年11月13日生
- 所有する当社株式の数 1,800株
- 取締役会への出席状況（2018年度） 11/12回（91.7%）

■ 社外取締役候補者とした理由

雑誌の編集長を務め、株式会社NTTドコモで新サービスの企画開発に携わる等、社会、文化、消費生活などに関する幅広い知識や経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1977年 4 月 株式会社日本リフルートセンター（現 株式会社リフルートホールディングス）入社
- 1986年 7 月 同社「就職ジャーナル」編集長
- 1988年 7 月 同社「とらばーゆ」編集長
- 1997年 7 月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社NTTドコモ）
ゲートウェイビジネス部企画室長
- 2000年 4 月 株式会社松永真理事務所取締役社長
- 2012年 6 月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：ロート製菓株式会社取締役（社外取締役） セイコーエプソン株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 松永真理氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、松永真理氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 松永真理氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年であります。
4. 当社又は当社子会社とロート製菓株式会社及びセイコーエプソン株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、松永真理氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、松永真理氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番号

9



ばん どう ま り こ
坂 東 眞 理 子

再 任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1946年8月17日生
- 所有する当社株式の数 1,500株
- 取締役会への出席状況（2018年度） 11/12回（91.7%）

■ 社外取締役候補者とした理由

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任されており、行政・教育分野における幅広い知識や経験を有するとともに、ダイバーシティ推進等について幅広い見識を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1969年 7 月 総理府入府
- 1985年 10 月 内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
- 1989年 7 月 総務庁統計局消費統計課長
- 1994年 7 月 内閣総理大臣官房男女共同参画室長
- 1995年 4 月 埼玉県副知事
- 1998年 6 月 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
- 2001年 1 月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年 10 月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年 4 月 昭和女子大学学長
- 2014年 4 月 学校法人昭和女子大学理事長（現職）
- 2016年 7 月 昭和女子大学総長（現職）
- 2017年 6 月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：学校法人昭和女子大学理事長、昭和女子大学総長

- (注) 1. 坂東眞理子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、坂東眞理子氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 坂東眞理子氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
4. 坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、行政・教育分野における幅広い知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社又は当社子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は同法人の直近事業年度における年間事業活動収入の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

候補者
番号

10



あり ま あきら
有 馬 彰

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1949年8月25日生
- 所有する当社株式の数 200株
- 取締役会への出席状況 (2018年度) 10/10回 (100%)*

■ 社外取締役候補者とした理由

日本電信電話株式会社取締役、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長等を歴任されており、情報通信事業に関する幅広い知識及び経営者としての経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1973年 4 月 日本電信電話公社入社
- 2002年 6 月 東日本電信電話株式会社取締役企画部長
- 2003年 4 月 同社取締役経営企画部長
- 2005年 6 月 日本電信電話株式会社取締役
- 2007年 6 月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長
ネットビジネス事業本部長
- 2010年 6 月 同社代表取締役社長
- 2015年 6 月 同社取締役相談役
- 2017年 6 月 同社相談役 (現職)
- 2018年 6 月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 有馬彰氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、有馬彰氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 有馬彰氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社又は当社子会社とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、有馬彰氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、有馬彰氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

* 有馬彰氏は2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2018年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者
番号

11



いけ お かず ひと
池 尾 和 人

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1953年1月12日生
- 所有する当社株式の数 1,400株
- 取締役会への出席状況 (2018年度) 9/10回 (90.0%)*

■ 社外取締役候補者とした理由

大学教授、金融庁金融審議会委員等を歴任し、経済・財政分野や金融行政などに関する幅広い知識や経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1984年 4月 岡山大学経済学部助教授
- 1986年 4月 京都大学経済学部助教授
- 1995年 4月 慶應義塾大学経済学部教授
- 2018年 4月 同大学名誉教授（現職）
立正大学経済学部教授（現職）
- 2018年 6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：慶應義塾大学名誉教授 立正大学経済学部教授

- (注) 1. 池尾和人氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、池尾和人氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 池尾和人氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 池尾和人氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、経済・財政分野や金融行政などに関する幅広い知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社又は当社子会社と学校法人慶應義塾及び学校法人立正大学学園の間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、池尾和人氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、池尾和人氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

* 池尾和人氏は2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2018年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者
番 号

12



とび まつ じゅん いち
飛 松 純 一

再 任

社外取締役

独立役員

- 生年月日 1972年8月15日生
- 所有する当社株式の数 0株
- 取締役会への出席状況 (2018年度) 10/10回 (100%)*

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知識や経験を有しており、当社取締役会などにおいてもその知識や経験に基づいた発言を行っており、引き続きそれらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1998年 4 月 弁護士登録
森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）弁護士
- 2004年 6 月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2010年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 2016年 7 月 飛松法律事務所弁護士（現職）
- 2018年 6 月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：飛松法律事務所弁護士

- 株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員））
- 株式会社アマナ監査役（社外監査役）
- 株式会社キャンディル監査役（社外監査役）

- (注) 1. 飛松純一氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、飛松純一氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 飛松純一氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、法曹としての専門的な知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社又は当社子会社と飛松法律事務所、株式会社エーアイ及び株式会社キャンディルとの間には取引はありません。当社又は当社子会社と株式会社アマナとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 飛松純一氏が2009年3月より社外監査役に就任している株式会社アマナにおいて、2018年4月、同社海外連結子会社で不適正な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでした。日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は社内調査委員会の一員として徹底した調査を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、飛松純一氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

* 飛松純一氏は2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2018年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役三浦浩氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	じん の ひで ま 神 野 秀 磨	新 任
	■ 生年月日	1960年8月1日生
	■ 所有する当社株式の数	8,232株

■ 監査役候補者とした理由

商品業務、リスク管理、保険数理業務に携わる等、豊富な業務経験を有し、2015年から当社の執行役員を務めるなど、当社の業務全般を適切に監査できる知見を有していることから、監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1985年4月 住友海上火災保険株式会社入社

2015年4月 当社執行役員リスク管理部長

2019年4月 執行役員（現職）*

* 本定時株主総会終結の時をもって退任予定です。

第4号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

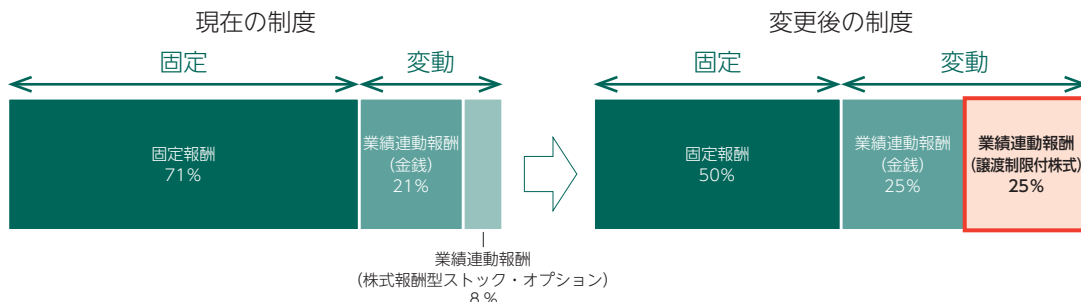
当社の取締役の報酬等の額は、2009年6月25日開催の第1期定時株主総会及び2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、「年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内。）」とすること、並びに、2015年6月22日開催の第7期定時株主総会において、この報酬等の額とは別枠で、社外取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額6,000万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただいております。

今般、当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的とし、役員報酬と会社業績との連動性を高め、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度を実現するため、当社は、対象取締役に對し、株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとし、対象取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額2億円以内としたいと存じます。各対象取締役への具体的な配分につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により決定することといたします。

本制度においては、対象取締役に對して、割り当てられる株式の払込金額の総額に相当する金銭報酬債権を支給し、当該債権を現物出資させることにより株式を付与することといたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役5名）となり、対象取締役は7名となります。

※ご参考 報酬構成比率のイメージ（取締役社長の場合）



(注) 上図は一定の会社業績及び当社株式の株価を基に報酬構成比率を示したものです。

本制度の主な内容

本制度の主な内容は以下のとおりといたしたいと存じます。

対象取締役	社外取締役以外の取締役
支給する金銭報酬債権額（上限）	年額 2 億円
割り当てる株式の種類	普通株式（譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したものの）
割り当てる株式の総数（上限）	年13万株（※）
譲渡制限期間	割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

（※）2019年3月31日時点の発行済株式総数（583,711,749株。自己株式を除きます。）の約0.022%に相当します。

（1）譲渡制限付株式の割当ての方法及び払込金額

譲渡制限付株式の割当ては新株発行又は自己株式処分のいずれかの方法で行います。その際の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会の決議により決定いたします。

（2）譲渡制限付株式の総数

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年13万株を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整を要する事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

（3）譲渡制限付株式割当契約の締結及び内容

本制度による当社の普通株式の割当てに当たっては、当社と対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

① 譲渡制限期間及び内容

対象取締役は、割当日から当該対象取締役が取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 当社による無償取得等

対象取締役の在任中の不正行為等に関して、財務諸表の重大な修正その他取締役会が定める事象が発生したと取締役会が判断した場合、本割当株式の譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることといたします。

③ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除いたします。

④ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会で定めるものといたします。

※ご参考

本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の執行役員並びに次に掲げる当社の子会社の社外取締役以外の取締役、執行役員及び理事に対し、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

以 上

〈ご参考〉当社の役員報酬制度（概要）

1. 基本方針

- ・当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的とします。
- ・会社業績と連動し、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度とします。
- ・グローバル企業として競争力のある報酬水準とします。

2. 決定プロセス

＜取締役の報酬等＞

- ・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により決定します。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬の額及び役員報酬等の決定に関する方針等について取締役会に助言します。
- ・取締役会は、報酬委員会の助言を最大限尊重します。

＜監査役の報酬等＞

- ・株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

3. 報酬の構成

	固定報酬	業績連動報酬	
		金銭報酬	株式報酬
取締役（社外取締役を除く）	○	○	○
社外取締役	○	—	—
監査役	○	—	—

- ・固定報酬と業績連動報酬で構成します。社外取締役及び監査役は固定報酬のみとします。
- ・業績向上のインセンティブを強化するため業績連動報酬の割合を高め、役位に応じて報酬総額の50%～30%を標準とします。
- ・業績連動報酬は金銭報酬と株式報酬で構成し、株主の皆さまとの利益共有を強化するため株式報酬の割合を高め、役位に応じて報酬総額の9%～25%を標準とします。

（参考）取締役会長・取締役社長の場合（業績連動報酬部分が標準額の場合）

固定報酬：業績連動報酬（金銭）：業績連動報酬（株式）＝50：25：25

4. 重要業績評価指標

- ・業績連動報酬は会社業績と連動し、重要業績評価指標（K P I：Key Performance Indicator）の結果をもとに決定します。

（主なK P I）

財務指標（単年度業績）	非財務指標（中長期業績）
・グループ修正利益 ・連結当期純利益 ・グループ修正ROE	・「事故のない快適なモビリティ社会を作る」「気候変動の緩和と適応に貢献する」など、SDGsを道標（みちしるべ）とした社会との共通価値の創造（CSV）に向けた取組み（「サステナビリティ重点課題」）の達成状況 ・グループ中期経営計画「Vision 2021」に掲げた「重点戦略」（グループ総合力の発揮、デジタルライゼーションの推進、ポートフォリオ変革）の達成状況

- ・財務指標と非財務指標の割合は「50：50」を標準とし、標準1.0に対して財務指標は0～3.0、非財務指標は0.5～1.5の幅で変動します。
- ・株式報酬は、譲渡制限付株式による支給とし、原則として役員退任時に譲渡制限を解除します（本定時株主総会において第4号議案が原案どおり承認可決されることを前提とします。）。
- ・在任中の不正行為等が明らかになった場合は、譲渡制限付株式について、譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることとします。

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、好調な米国経済に支えられ堅調な拡大傾向が続いたものの、米中貿易摩擦、中国や新興国の経済減速、不透明な欧州の政治情勢等、不確実性が高まりました。

わが国経済は、相次ぐ自然災害に見舞われましたが、企業収益が高い水準で推移し設備投資が増加するとともに、雇用環境が着実に改善するなど、景気が緩やかに拡大いたしました。

当社グループでは、「世界トップ水準の保険・金融グループ」を実現し、また環境変化が激しい時代にあってもどのような変化にも迅速に対応できるレジリエント*な態勢を構築することを目標として新中期経営計画「^{ビジョン}Vision 2021」をスタートいたしました。これらの目標を実現するため、「グループの資源を最大限に活かし、持続的成長と企業価値向上を実現する」、「多様性を強みとするグループ総合力を発揮し、お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応える」、「環境変化に柔軟に対応し、品質と生産性をさらに向上させる」という基本戦略のもと、3つの重点戦略「グループ総合力の発揮」、「デジタルライゼーションの推進」、「ポートフォリオ変革」に取り組んでまいりました。



グループ総合力の発揮	グループシナジーを活かした競争力強化のため、商品・サービス・事務・システムなどの共通化・共同化を進め、一層の効率化と品質向上に取り組んだほか、グループの最適な資産運用態勢の構築など、グループベースでの収益性強化を図りました。
デジタルライゼーションの推進	生産性の向上や「お客さまが実際に体験される価値の向上」を目的として、デジタル技術の活用や、産官学を含めた外部機関等との提携、米国シリコンバレーに設立したCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）によるスタートアップ企業への投資等により、これらの技術・ノウハウを活用したビジネスモデルの変革に取り組みました。
ポートフォリオ変革	国内損害保険事業に加え、海外事業や国内生命保険事業などの強化・拡大による地理的・事業的な分散を図るなど、事業ポートフォリオの変革とともに、政策株式の削減やグループベースでの自然災害リスク管理の強化など、リスクポートフォリオの変革にも取り組みました。

* レジリエント
変化する状況や予期しない出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し迅速に回復する力があること。

当期は、台風、地震など広域災害が相次ぎましたが、コールセンターや災害対策拠点により多くの要員を配置するなど、損害サービス部門のみならず、営業部門、本社部門、グループ各社が一体となり、またドローン（無人航空機）やビデオチャット（テレビ会議）等ＩＣＴも活用し、お客さまへの一刻も早い保険金のお支払いに取り組みました。

また、国籍・性別・年齢・経験等にかかわらず、多様な価値観を尊重し、多様な人財が活躍する環境を整備するため、ダイバーシティ＆インクルージョンの取組みを進めました。

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりであります。

国内損害保険事業

三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）では「^{ジーケー}GK」シリーズの商品を中心に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）では「^{トゥー}TOUGH」シリーズの商品を中心に積極的に販売するとともに、シェアリングエコノミーの普及や外国人観光客の急増など、お客さまを取り巻く環境の変化に対応した商品・サービスの開発にも注力いたしました。また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は共同で、最新のテレマティクス技術及びドライブレコーダーを用いて安全運転をサポートする新しい自動車保険「見守るクルマの保険（ドラレコ型）」を開発したほか、より適正な保険金の支払いに向けて保険金支払業務にＡＩ技術を活用する取組みを進めるなど、デジタルライゼーションの推進にも取り組みました。



三井ダイレクト損保の 自動車保険

三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「三井ダイレクト損保」といいます。）では、新CMの放映など各種媒体を活用した広告を展開して販売力を強化したほか、アプリ上のチャットを通じて随時、自動車保険の見積もりや契約の見直しができる「自動車保険見直しサービス」を開始するなど、ＩＣＴを活用したサービスの提供にも取り組みました。

国内生命保険事業

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）では、介護や医療費負担増等の社会的課題の解決に貢献する商品・サービスの提供に取り組みました。個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズを引き続き販売するとともに、八大疾病や認知症、不妊治療等を保障する「新医療保険^{エース} A プレミア」や、ガン治療における医療技術の進歩や変化に合わせて保障を拡充した「ガン保険スマート」など、高度化・多様化するお客さまのニーズに応える商品を販売いたしました。



三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、生存給付金を生前贈与に活用できる特別終身保険「やさしさ、つなぐ」の販売が好調に推移したほか、長期の生存給付ニーズに応えるトンチン年金保険*「あしたの、よろこび」や、業界初となる平準払の外貨建トンチン年金保険「100年時代応援つみたて」を発売するなど、高齢化が進む中、お客さまの自助努力による資産形成に役立つ、魅力的な商品の提供に努めました。

* トンチン年金保険

「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほどより多くの年金を生存時に受け取ることができる年金保険のこと。

海外事業

地域・保険種目ごとの強みを活かした多様な商品・販売戦略を展開するとともに、引き続きグループの成長ドライバーとして持続的な成長に資する事業投資やグローバル提携戦略などに取り組みました。

当社においては、英国クローズドブック事業*を展開するReAssure Jersey One Limited 及び豪州の金融サービス会社であるChallenger Limitedへの出資比率を引き上げ、事業ポートフォリオのさらなる分散等を図りました。

三井住友海上においては、2017年度に買収したシンガポール最大の損害保険会社であるMS First Capital Insurance Limitedと既存のアジア各国の現地法人とのシナジーを追求したほか、スリランカ最大の保険グループの持株会社Ceylinco Insurance PLCへの出資比率を引き上げるなど、アジア地域の事業基盤の強化を図りました。また、アフリカやロシアにおいて現地の大手保険会社と戦略パートナーシップ契約を締結し、海外へ進出する日本企業向けサービスの強化に注力いたしました。

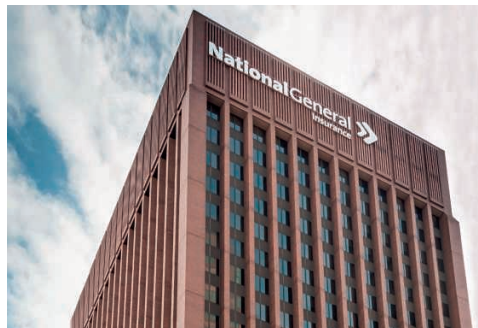
あいおいニッセイ同和損保においては、タイ及びドイツでテレマティクス自動車保険の販売を開始したほか、米国の保険持株会社であるNational General Holdings Corp.とテレマティクス保険商品の開発等を目的とした業務提携契約を締結し、日本、欧州、米国、アジアの4極体制でのテレマティクス事業を引き続き推進いたしました。

＊ クローズドブック事業

新規の生命保険を販売するのではなく他社の保険契約を買い取って運営する事業のこと。



Ceylinco Insurance PLC本社



National General Holdings Corp. 本社

金融サービス事業

三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保において、新規加入者の増加が続く i De Co（個人型確定拠出年金）の販売を促進するため、金融機関との提携により販売網の拡大に注力いたしました。さらに、三井住友海上において、新型インフルエンザが発生した場合にお客さまが被る売上減少による損失や対策費用の増加等を補てんするデリバティブ商品を国内保険会社で初めて発売するなど、多様なお客さまニーズに合う商品・サービスを提供いたしました。

リスク関連サービス事業

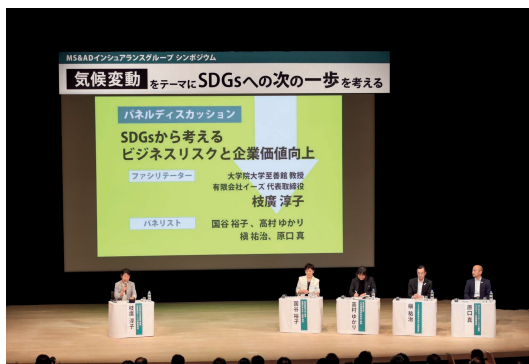
当社グループは、大学と共同で、気候変動による洪水リスクに関する研究プロジェクトを開始するなど、産官学連携の研究・調査等を推進いたしました。また、MS & ADインターリスク総研株式会社において、サイバーリスク関連の情報提供サービスや高齢者安全運転支援サービス等を開始し、多様化・複雑化するお客さまのリスクに幅広く対応いたしました。



サステナビリティ推進

当社グループは中期経営計画「**Vision 2021**」において、2030年に目指す社会像を「レジリエントでサステナブルな社会^{*1}」と定めました。気候変動・高齢社会などの課題解決に資する商品・サービスの提供や、E S G（環境・社会・ガバナンス）投資等に関するシンポジウムの開催のほか、防災・減災、事故防止等お客さまの持続可能性を守る取組みの実践など、S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を道標（みちしるべ）に、社会との共通価値の創造（C S V：Creating Shared Value）の実現を目指しました。また、インドネシアでの熱帯林再生プロジェクトをはじめとする生物多様性保全にも取り組みました。「Dow Jones Sustainability Index」や年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が採用したE S G指数^{*2}の構成銘柄に継続して選定されるなど、当社の取組みが高く評価されました。

- * 1 サステナブルな社会
地球環境、社会や人間に関わる課題を解決しながら、複数の世代にわたって、誰もが、安心、安全に過ごせる活力のある社会のこと。
- * 2 年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が採用したE S G指数
「FTSE Blossom Japan Index」、 「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」、 「MSCI日本株女性活躍指数」、 「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」



シンポジウムの様子



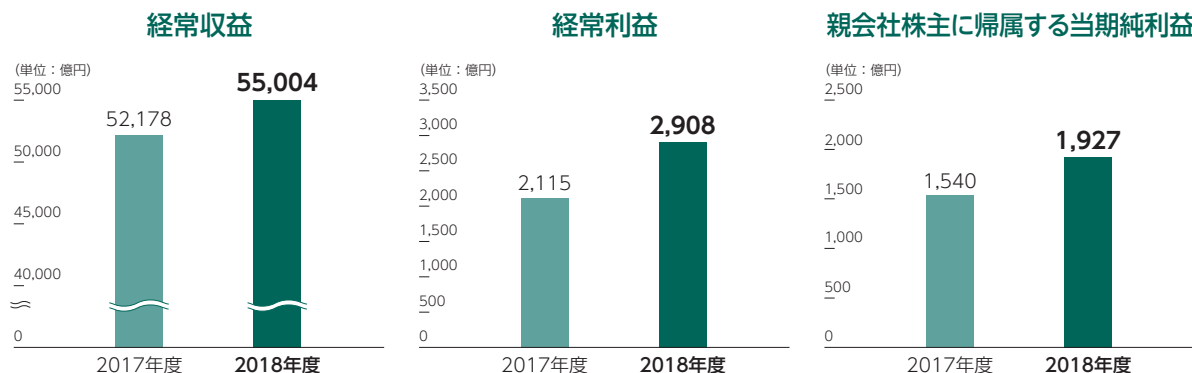
熱帯林再生プロジェクトにおける
交流ツアーの様子

■ 当期の業績

当社の連結業績につきましては、保険引受収益が4兆9,186億円、資産運用収益が5,611億円、その他経常収益が206億円となり、これらを合計した経常収益は5兆5,004億円と前期に比べて5.4%の増加となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が4兆4,068億円、資産運用費用が1,048億円、営業費及び一般管理費が6,809億円、その他経常費用が170億円となった結果、5兆2,095億円と前期に比べて4.1%の増加となりました。

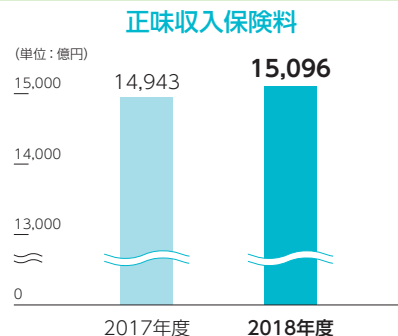
この結果、経常利益は2,908億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等などを加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて386億円増加し、1,927億円となりました。



セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

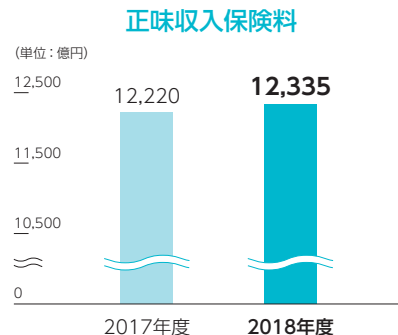
■ 三井住友海上

正味収入保険料は1兆5,096億円と、前期に比べて1.0%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて4.5ポイント上昇し66.3%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.1ポイント上昇し31.6%となりました。当期純利益は1,711億円となりました。



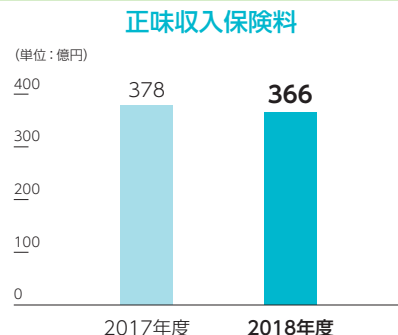
■ あいおいニッセイ同和損保

正味収入保険料は1兆2,335億円と、前期に比べて0.9%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて8.6ポイント上昇し67.8%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.4ポイント上昇し33.8%となりました。当期純利益は373億円となりました。



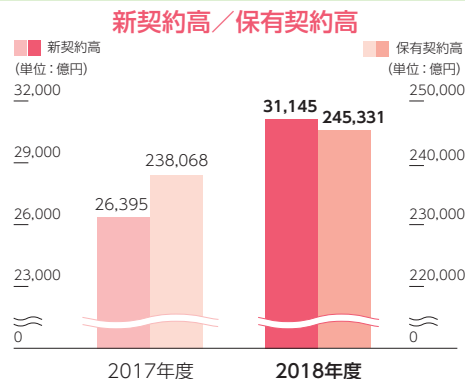
■ 三井ダイレクト損保

正味収入保険料は366億円と、前期に比べて3.2%の減少となりました。また、正味損害率は、前期に比べて3.2ポイント上昇し76.2%となり、正味事業費率は、前期に比べて2.0ポイント上昇し25.3%となりました。出資持分考慮後の当期純利益は2億円となりました。



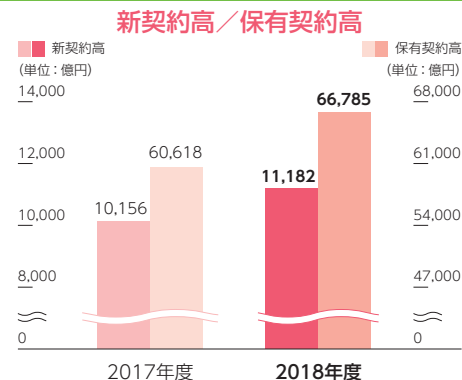
三井住友海上あいおい生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は3兆1,145億円と、前期に比べて18.0%の増加となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて3.1%増加し、24兆5,331億円となりました。当期純利益は79億円となりました。



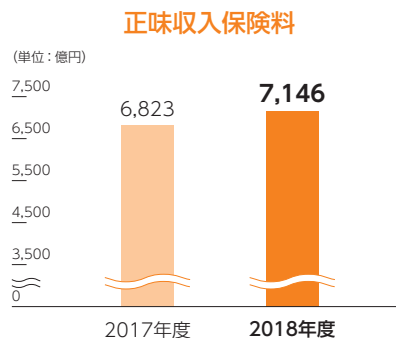
三井住友海上プライマリー生命

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は1兆1,182億円と、前期に比べて10.1%の増加となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて10.2%増加し、6兆6,785億円となりました。当期純利益は233億円となりました。



海外保険子会社

正味収入保険料が7,146億円と、前期に比べて4.7%の増加となりました。出資持分考慮後の当期純利益は193億円となりました。



■ 対処すべき課題

今後の世界経済は、総じて緩やかな成長が続くことが見込まれる一方、各国の政策や貿易摩擦の拡大等による景気減速が懸念されます。わが国経済も、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心として緩やかに拡大していくことが期待されるものの、消費増税や海外経済の動向には不透明感があり、予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

保険業界におきましては、引き続きグローバル化の進展、デジタル技術の進化に伴う産業構造や消費者行動の変化が見られるほか、気候変動による自然災害のリスクが高まっており、リスク管理の一層の高度化に加え、保険商品・サービスを通じて、持続可能な社会の実現に貢献していくことがますます求められています。

当社グループにおいても、中期経営計画「^{ビジョン}Vision 2021」のもと、保険会社として多様なリスクを引き受け、万一の保険金支払いに備える十分なスケールとクオリティを備えた「世界トップ水準の保険・金融グループ」を実現するとともに、リスクの巨大化・複雑化、社会構造の変化などにより、社会から求められるニーズに迅速に応えるレジリエントな態勢の構築に取り組んでまいります。当社グループ内にある3つの損害保険会社、2つの生命保険会社、国内外の子会社・関連会社全体がグループ総合力を発揮することにより、一層の品質向上とコスト削減を実現し、当社グループにとっての成長と効率化を同時に達成する全体最適のビジネスモデルを追求してまいります。さらにコーポレートガバナンス態勢を一層強化するとともに、グループのあらゆる事業活動において、ESG等のサステナビリティに配慮し、社会との共通価値の創造（CSV）に継続して取り組んでまいります。そしてこれらを支える多様な人財がいきいきと活躍し、グループの人財力を最大限発揮するため、ダイバーシティ＆インクルージョンの取組みを推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

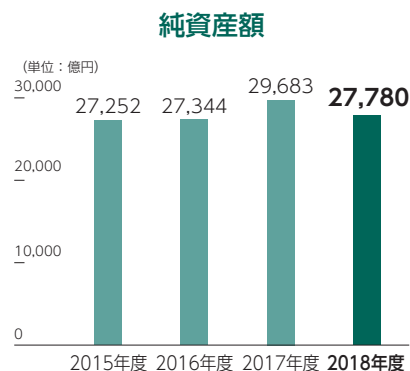
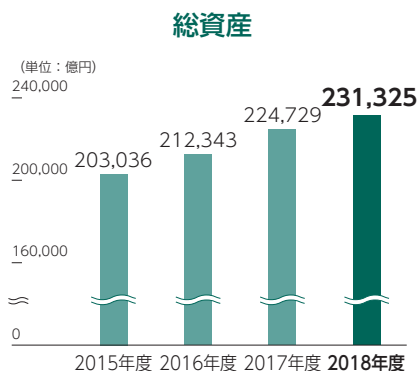
（注） 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
経常収益	5,013,038	5,335,239	5,217,835	5,500,438
経常利益	291,578	352,612	211,548	290,847
親会社株主に帰属する当期純利益	181,516	210,447	154,057	192,705
包括利益	△233,116	114,294	311,096	△79,701
純資産額	2,725,274	2,734,432	2,968,387	2,778,047
総資産	20,303,649	21,234,300	22,472,927	23,132,539



□ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
営業収益	百万円 86,370	百万円 113,816	百万円 140,287	百万円 117,939
受取配当金	86,003	113,391	140,141	117,778
保険業を営む子会社等	85,999	113,387	140,027	115,573
その他の子会社等	4	4	114	2,204
当期純利益	79,739	104,187	128,276	106,445
1株当たり当期純利益	131円22銭	173円74銭	216円53銭	181円58銭
総資産	百万円 1,326,757	百万円 1,478,876	百万円 1,635,723	百万円 1,654,513
保険業を営む子会社等株式等	1,321,826	1,429,837	1,430,635	1,430,635
その他の子会社等株式等	846	846	90,077	120,974

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

会 社 名	事務所名	所 在 地	設置年月日
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2014年10月1日
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	本 社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2013年10月1日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本 社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2001年4月1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本 社	東京都文京区後楽一丁目5番3号	2006年1月4日
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2014年10月1日
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	本 社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	2008年5月1日

(4) 企業集団の使用人の状況

部 門 名	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
	名	名	名
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	390	399	9
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	14,572	14,577	5
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	13,287	13,657	370
三井ダイレクト損害保険株式会社	571	545	△26
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,609	2,604	△5
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	394	400	6
(海外事業)			
海外保険子会社	9,184	8,958	△226
その他	288	327	39

(注) 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

部 門 名	借 入 先	借入金残高
		百万円
(国内損害保険事業)		
三井住友海上火災保険株式会社	シンジケートローン	196,767

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするものであります。

(6) 企業集団の資金調達の状況

社債

部 門 名	内 容	発行総額
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	米ドル建永久劣後特約付社債 (利払繰延条項付)	百万円 100,902

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

部 門 名	金 額
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	7
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社	13,763 16,075 277
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	627 296
(海外事業) 海外保険子会社 その他	2,005 100

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

部 門 名	内 容	金 額
(国内損害保険事業) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	(新) 桜ヶ丘ビルに係る建物の取得	4,476

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な 事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1918年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	1918年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	1999年6月3日	39,106百万円	89.7%	—
a u 損害保険株式会社	東京都港区	損害保険業務	2010年2月23日	3,150百万円	66.6% (66.6%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	1996年8月8日	85,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	2001年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャー キャピタル事業	1990年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資顧問業及び 投資信託委託業	1985年7月15日	2,000百万円	28.8% (28.8%)	—
MS & ADインターリスク総研株式会社	東京都千代田区	リスクマネジメント・ コンサルティング業務	1993年1月4日	330百万円	100.0%	—
MSIG Holdings (Americas), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	1988年10月21日	4,126千米ドル (458百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1988年1月28日	5,000千米ドル (554百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	2001年3月29日	5,000千米ドル (554百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Specialty Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1994年1月11日	5,000千米ドル (554百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	1978年12月12日	4,500千米ドル (499百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	2007年2月2日	2,500千米ドル (277百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	1965年12月15日	619,756千 ブラジルレアル (17,334百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Europe Limited	イギリス ロンドン	持株会社	2017年11月8日	350,010千英ポンド (50,744百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin plc	イギリス ロンドン	持株会社	1993年9月17日	143,168千英ポンド (20,756百万円)	100.0% (100.0%)	—

会 社 名	所 在 地	主要な 事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
MS Amlin Corporate Services Limited	イギリス ロンドン	持株会社	1988年8月1日	16千英ポンド (2百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1994年9月19日	1,700千英ポンド (246百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1988年11月29日	400千英ポンド (57百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2000年1月7日	5,200千英ポンド (753百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1972年7月28日	80,700千英ポンド (11,699百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	2010年8月19日	10,000千スイスフラン (1,115百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	2012年4月20日	84,000千ユーロ (10,463百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	2005年12月8日	5,000千ユーロ (622百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	生命保険業務	2011年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Insurance SE	ベルギー ブリュッセル	損害保険業務	2016年1月4日	1,321千ユーロ (164百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe SE	ルクセンブルク ストラッサン	損害保険業務	2004年11月12日	41,875千ユーロ (5,216百万円)	100.0% (100.0%)	—
ReAssure Jersey One Limited	チャンネル ジャージー	持株会社	2011年7月22日	529千英ポンド (76百万円)	25.0%	—
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	持株会社	2004年9月23日	1,075百万 シンガポールドル (88,078百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	2004年9月23日	333,442千 シンガポールドル (27,302百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS First Capital Insurance Limited	シンガポール シンガポール	損害保険業務	1950年12月9日	26,500千 シンガポールドル (2,169百万円)	97.7% (97.7%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	2008年8月1日	87,800千 オーストラリアドル (6,904百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	1961年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (9,129百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	2009年1月23日	625,000千中国元 (10,293百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	2007年9月6日	500,000千中国元 (8,235百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	2004年9月8日	1,625百万香港ドル (22,989百万円)	100.0% (100.0%)	—

会 社 名	所 在 地	主要な 事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	2009年2月2日	300,000百万 ベトナムドン (1,440百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	2001年11月2日	2,988百万 インドルピー (4,810百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド チャンディーガル	生命保険業務	2000年7月11日	19,188百万 インドルピー (30,892百万円)	25.2% (25.2%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	1975年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア (780百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	1984年7月17日	105,000百万 インドネシアルピア (819百万円)	50.0% (50.0%)	—
Ceylinco Insurance PLC	スリランカ コロンボ	持株会社	1987年2月11日	1,324百万 スリランカルピー (834百万円)	15.0% (15.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	1983年4月14日	142,666千 タイバーツ (497百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マカティ	損害保険業務	1965年10月1日	350,000千 フィリピンペソ (742百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	1979年4月28日	1,511百万 マレーシアリング (41,144百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	生命保険業務	1982年12月20日	200,000千 マレーシアリング (5,444百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	2009年9月18日	2,000千米ドル (221百万円)	51.0% (51.0%)	—

- (注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。
2. 資本金欄の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 久仁	代表取締役 取締役会長 会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副会長	—
柄澤 康喜	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員	—
原 典之	代表取締役 執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員	—
金杉 恭三	代表取締役 執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長	—
藤井 史朗	取締役 副社長執行役員 総合企画部、広報・ＩＲ部、グループ 事業支援部、海外生保事業部、ＩＴ企 画部、国際管理部、監査部、 グループＣＦＯ、資本政策、サステナ ビリティ	—	—
樋口 昌宏	取締役 執行役員 損害サービス	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社取締役専務執行役員	—
黒田 隆	取締役 執行役員 販売	三井住友海上火災保険株式会社取締 役 副社長執行役員	—
松永 真理	取締役（社外取締役）	ロート製薬株式会社取締役（社外取 締役） セイコーエプソン株式会社取締役 （社外取締役）	—
坂東真理子	取締役（社外取締役）	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長	—
有馬 彰	取締役（社外取締役）	—	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池尾 和人	取締役（社外取締役）	慶應義塾大学名誉教授 立正大学経済学部教授	—
飛松 純一	取締役（社外取締役）	飛松法律事務所弁護士 株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員）） 株式会社アマナ監査役（社外監査役） 株式会社キャンディル監査役（社外監査役）	—
三浦 浩	監査役（常勤）	—	—
近藤 智子	監査役（常勤）	—	—
千代田邦夫	監査役（社外監査役）	寺崎電気産業株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
植村 京子	監査役（社外監査役）	深山・小金丸法律会計事務所弁護士 ソフトバンク株式会社取締役（社外取締役）	—

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役松永真理氏、坂東眞理子氏、有馬 彰氏、池尾和人氏及び飛松純一氏並びに監査役千代田邦夫氏及び植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専 務 執 行 役 員	大川畑 文 昭	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO
執 行 役 員	松 本 雅 弘	海外事業
執 行 役 員	伊 藤 彰 彦	資産運用、金融サービス事業
執 行 役 員	神 野 秀 磨	リスク管理部長
執 行 役 員	舩 曳 真一郎	事務・システム、グループCIO（IT推進）、グループCISO（情報セキュリティ）、グループCDO（デジタルライゼーション推進）
執 行 役 員	樋 口 哲 司	経営全般補佐
執 行 役 員	緒 方 由貴夫	商品・再保険
執 行 役 員	田 村 悟	経営全般補佐

執行役員 本島 なおみ ダイバーシティ&インクルージョン

3. 2019年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員 鈴木 久 仁

社長執行役員 柄澤 康 喜

グループCEO

執行役員 原 典 之

執行役員 金 杉 恭 三

副社長執行役員 藤 井 史 朗

総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、海外生保事業部、IT企画部、国際管理部、監査部、グループCFO、資本政策、サステナビリティ

専務執行役員 大川畑 文 昭

人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO

専務執行役員 船 曳 真一郎

事務・システム、グループCIO（IT推進）、グループCISO（情報セキュリティ）、グループCDO（デジタルライゼーション推進）

執行役員 松 本 雅 弘

海外事業

執行役員 伊 藤 彰 彦

資産運用、金融サービス事業

執行役員 神 野 秀 磨

リスク管理補佐

執行役員 樋 口 昌 宏

損害サービス

執行役員 樋 口 哲 司

経営全般補佐

執行役員 黒 田 隆

販売

執行役員 緒 方 由貴夫

商品・再保険

執行役員 田 村 悟

経営全般補佐

執行役員 本 島 なおみ

ダイバーシティ&インクルージョン

執行役員(新任) 白 井 祐 介

総合企画部長

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を1名選任しております。

補欠監査役 中 里 拓 哉

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	16名	269
監 査 役	4名	70
計	20名	339

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役 4 名を含んでおります。
2. 報酬等には、当事業年度中に退任した取締役 4 名に対する報酬等を含んでおります。
3. 当事業年度において支給した取締役 7 名の報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬の引当金繰入額との差額 17 百万円が発生いたしました。上表には含まれておりません。
4. 株主総会の決議により、取締役の月例報酬等は年額 5 億円以内（うち社外取締役年額 1 億円以内。）、取締役（社外取締役を除きます。）の株式報酬型ストック・オプション報酬は年額 6,000 万円以内、監査役の報酬は年額 1 億 1,000 万円以内とする旨を定めております。なお、取締役の報酬限度額は、いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。
5. 報酬等のうち、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等は 29 百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 松 永 真 理 坂 東 眞理子 有 馬 彰 池 尾 和 人 飛 松 純 一 (社外監査役) 千代田 邦 夫 植 村 京 子	当社は各氏との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額となります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
(社外取締役)	
松 永 真 理	ロート製薬株式会社取締役（社外取締役） セイコーエプソン株式会社取締役（社外取締役）
坂 東 眞理子	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長
有 馬 彰	—
池 尾 和 人	慶應義塾大学名誉教授 立正大学経済学部教授
飛 松 純 一	飛松法律事務所弁護士 株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員）） 株式会社アマナ監査役（社外監査役） 株式会社キャンディル監査役（社外監査役）
(社外監査役)	
千代田 邦 夫	寺崎電気産業株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））
植 村 京 子	深山・小金丸法律会計事務所弁護士 ソフトバンク株式会社取締役（社外取締役）

(注) 兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
松 永 真 理 (社外取締役)	6年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	取締役会などにおいて主に社会、文化、消費生活などに関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
坂 東 眞理子 (社外取締役)	1年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	取締役会などにおいて主に行政、教育分野などに関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
有 馬 彰 (社外取締役)	9ヶ月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に情報通信事業に関する知識、経営者としての経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
池 尾 和 人 (社外取締役)	9ヶ月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回のうち9回に出席しております。	取締役会などにおいて主に経済・財政分野や金融行政に関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
飛 松 純 一 (社外取締役)	9ヶ月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての豊富な知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監視・監督機能を果たしております。
千代田 邦 夫 (社外監査役)	2年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に公認会計士としての会計及び監査に関する知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。
植 村 京 子 (社外監査役)	1年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての豊富な知識や経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。

(注) 1. 各氏の在任期間は、就任日から2019年3月31日までの期間であります。

2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9名	76	—

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した社外役員2名を含んでおります。
2. 保険持株会社からの報酬等には、当事業年度中に退任した社外役員2名に対する報酬等を含んでおります。
3. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役57百万円、社外監査役19百万円であります。

(4) 社外役員の意見

「3 社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4 株式に関する事項

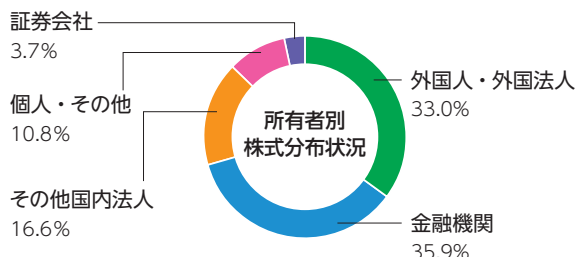
(1) 株式数

発行可能株式総数 900,000千株

発行済株式の総数 593,291千株

(2) 当年度末株主数 63,735 名

(3) 大株主



株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	52,610	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,402	6.6
日本生命保険相互会社	36,325	6.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,291	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	12,590	2.2
JP MORGAN CHASE BANK 380055	10,621	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,120	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	9,479	1.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	9,390	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 385151	7,650	1.3

(注) 1. 当社は自己株式9,580千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ms-ad-hd.com>）に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 山田 裕行 指定有限責任社員 平栗 郁朗 指定有限責任社員 廣瀬 文人	66	1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、IFRS適用に向けた専門家としての指導、助言業務等についての対価を支払っております。 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は550百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

当社では「MS & ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」を定め、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点としています。

当社はこの基本方針に沿って体制を整備するとともに、毎年、体制の構築及び適切な運用が行われているか点検を行い、取締役会に報告しております。

業務の適正を確保するための体制につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ms-ad-hd.com>) に掲載しております。

9 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の 株式の帳簿価額
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	648,528
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	512,283

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,654,513百万円であります。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

2018年度 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	1,474,306	保険契約準備金	17,637,713
買現先勘定	472,377	支払備金	2,222,637
買入金銭債権	97,241	責任準備金等	15,415,076
金銭の信託	1,544,406	社債	659,093
有価証券	16,061,871	その他負債	1,490,882
貸付金	903,006	退職給付に係る負債	176,550
有形固定資産	463,356	役員退職慰労引当金	414
土地	231,671	賞与引当金	27,788
建物	188,947	機能別再編関連費用引当金	6,498
リース資産	2,032	特別法上の準備金	173,248
建設仮勘定	6,746	価格変動準備金	173,248
その他の有形固定資産	33,959	繰延税金負債	146,802
無形固定資産	545,450	支払承諾	35,500
ソフトウェア	64,664	負債の部合計	20,354,492
のれん	203,423	(純 資 産 の 部)	
リース資産	206	資本金	100,000
その他の無形固定資産	277,155	資本剰余金	553,168
その他資産	1,454,825	利益剰余金	962,385
退職給付に係る資産	30,075	自己株式	△ 32,539
繰延税金資産	59,317	株主資本合計	1,583,013
支払承諾見返	35,500	その他有価証券評価差額金	1,273,881
貸倒引当金	△ 9,195	繰延ヘッジ損益	25,168
		為替換算調整勘定	△ 135,992
		退職給付に係る調整累計額	4,448
		その他の包括利益累計額合計	1,167,505
		新株予約権	785
		非支配株主持分	26,743
		純資産の部合計	2,778,047
資産の部合計	23,132,539	負債及び純資産の部合計	23,132,539

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)	
科 目	金 額
経常収益	5,500,438
保険引受収益	4,918,626
正味収入保険料	3,497,572
収入積立保険料	80,235
積立保険料等運用益	42,406
生命保険料	1,286,864
その他保険引受収益	11,547
資産運用収益	561,169
利息及び配当金収入	304,142
金銭の信託運用益	75,461
売買目的有価証券運用益	17,237
有価証券売却益	161,608
有価証券償還益	371
特別勘定資産運用益	43,162
その他運用収益	1,593
積立保険料等運用益振替	△ 42,406
その他経常収益	20,642
持分法による投資利益	3,751
その他の経常収益	16,890
経常費用	5,209,590
保険引受費用	4,406,840
正味支払保険金	2,132,155
損害調査費	175,703
諸手数料及び集金費	705,189
満期返戻金	232,073
契約者配当金	149
生命保険金等	395,989
支払備金繰入額	60,981
責任準備金等繰入額	700,502
その他保険引受費用	4,096
資産運用費用	104,806
金銭の信託運用損	171
有価証券売却損	17,389
有価証券評価損	9,089
有価証券償還損	50
金融派生商品費用	9,331
その他運用費用	68,775
営業費及び一般管理費	680,910
その他経常費用	17,032
支払利息	10,960
貸倒引当金繰入額	696
貸倒損失	181
その他の経常費用	5,194
経常利益	290,847

(単位：百万円)	
科 目	金 額
特別利益	17,069
固定資産処分益	13,069
その他特別利益	4,000
特別損失	28,075
固定資産処分損	2,695
減損損失	2,936
特別法上の準備金繰入額	20,320
価格変動準備金	20,320
不動産等圧縮損	5
その他特別損失	2,116
税金等調整前当期純利益	279,842
法人税及び住民税等	88,614
法人税等調整額	△ 3,154
法人税等合計	85,460
当期純利益	194,382
非支配株主に帰属する当期純利益	1,676
親会社株主に帰属する当期純利益	192,705

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

2018年度 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	41,135	流動負債	2,445
現金及び預金	3,537	未払金	1,250
関係会社預け金	12,368	未払費用	682
前払費用	9	未払法人税等	3
未収還付法人税等	23,878	未払消費税等	56
その他	1,341	預り金	11
固定資産	1,613,377	前受収益	19
有形固定資産	373	賞与引当金	421
建物	326	固定負債	310,235
工具、器具及び備品	47	社債	310,000
無形固定資産	439	資産除去債務	235
ソフトウェア	113	負債合計	312,680
ソフトウェア仮勘定	325	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,612,565	株主資本	1,371,807
投資有価証券	60,952	資本金	100,000
関係会社株式	1,551,610	資本剰余金	1,079,012
その他	1	資本準備金	729,255
		その他資本剰余金	349,757
		利益剰余金	225,334
		その他利益剰余金	225,334
		繰越利益剰余金	225,334
		自己株式	△ 32,539
		評価・換算差額等	△ 30,759
		その他有価証券評価差額金	△ 30,759
		新株予約権	785
		純資産合計	1,341,832
資産合計	1,654,513	負債純資産合計	1,654,513

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社受取配当金	117,778	
関係会社受入手数料	160	117,939
営業費用		
販売費及び一般管理費	10,359	10,359
営業利益		107,579
営業外収益		
受取配当金	1,956	
未払配当金除斥益	41	
その他	18	2,016
営業外費用		
社債利息	2,992	
社債発行費	21	
その他	113	3,128
経常利益		106,467
税引前当期純利益		106,467
法人税、住民税及び事業税	22	22
当期純利益		106,445

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

ご参考

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廣 瀬 文 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 瀬 文 人 ㊞

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 三 浦 浩 ㊟

常 勤 監 査 役 近 藤 智 子 ㊟

監査役（社外監査役） 千代田 邦 夫 ㊟

監査役（社外監査役） 植 村 京 子 ㊟

以 上

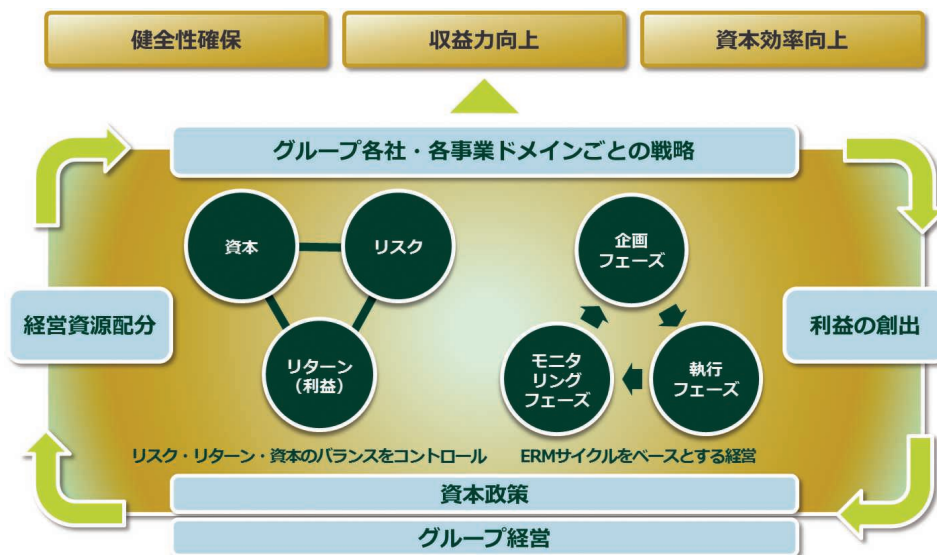
グループ中期経営計画「Vision 2021」について

2018年度からスタートいたしましたグループ中期経営計画「Vision 2021」では、これからの4年間で、当社グループが中期的に目指す姿を実現し、環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢を構築する、といたしました。

当社グループは「持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループ」を中期的に目指す姿としており、株主の皆さまやお客さまに代表されるステークホルダーから認められる、存在感のあるスケールとクオリティを実現してまいります。

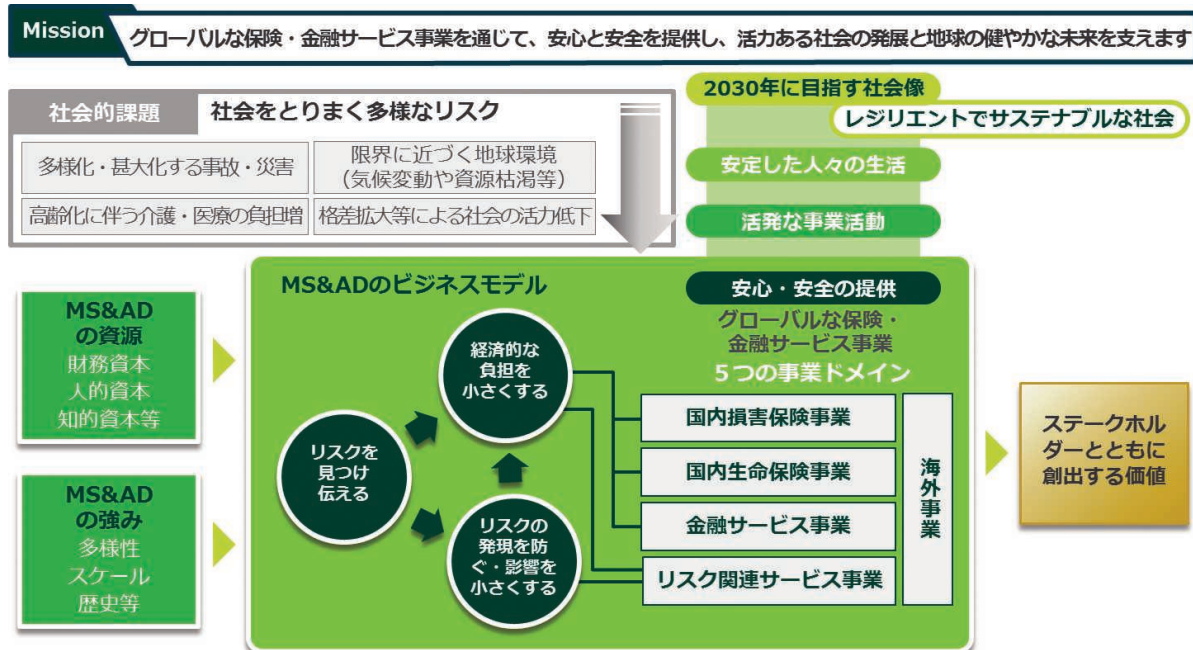
また、新しい技術の進展やサイバーリスクなど新しいリスクの発現、地球規模の気候変動や、自然災害の甚大化・頻発化など、これからの事業環境は不確実性が増し、予測困難になっていくと考えております。社会構造の変化に対し、迅速に対応できる態勢を構築し、これからの環境変化に備えてまいります。

グループ経営の枠組



「Vision 2021」では、先進国・途上国の政府、民間企業などが実現に向けた取組みを開始しているSDGs（持続可能な開発目標）を、社会との共通価値創造（CSV）のあり方を示す道標（みちしるべ）といたしました。これを成長機会の発見やイノベーション創出のきっかけとして、社会とともに持続的な成長を実現してまいります。

価値創造ストーリー



グループの主要経営数値目標

(単位：億円)

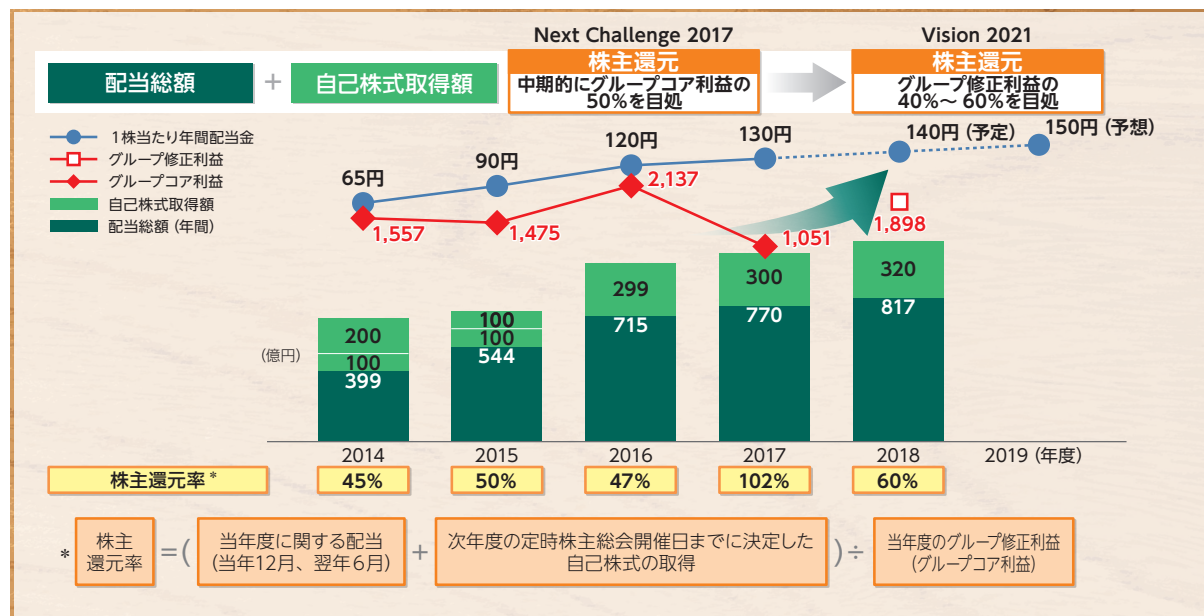
	2019年度目標	2021年度目標
グループ修正利益	2,730	3,500
国内損害保険事業	1,740	1,820
国内生命保険事業	280	450
海外事業	660	1,170
金融サービス事業・リスク関連サービス事業	50	60
グループ修正ROE	8.3%	10.0%
正味収入保険料	35,300	37,100
生命保険料（グロス収入保険料）	15,400	16,000
三井住友海上あいおい生命 EEV ^{*1}	9,700	10,500
ESR（Economic Solvency Ratio） ^{*2}	180%～220%	

*1 現在の純資産価値に、保有契約が将来生み出す利益を加えた、生命保険会社の企業価値を表す指標の一つです。

*2 リスク量に対する資本の充実度を示す指標です。

株主還元方針について

グループ中期経営計画「Vision 2021」では、グループ修正利益（下記をご参照ください）の40%～60%を目処に株主還元を行ってまいります。安定的に配当を行っていくことを基本とし、自己株式の取得は、市場環境・資本の状況も勘案して機動的・弾力的に実施します。



グループ修正利益・グループ修正 ROE への変更（水色部分が変更点）

～2017年度	グループ ROE	=	グループコア利益※ ¹	=	連結当期利益	-	株式キャピタル損益 (売却損益等)	-	クレジットデリバティブ評価損益	-	その他特殊要因※ ⁵	+ 非連結グループ会社持分利益
			連結純資産※ ²									
2018年度～	グループ修正 ROE	=	グループ修正利益※ ¹	=	連結当期利益	+	異常危険準備金等※ ³	-	その他特殊要因 (のれん・その他無形固定資産償却額等)	-		+ 非連結グループ会社持分利益
			修正純資産※ ¹	=	連結純資産※ ²	+	異常危険準備金等※ ³	-	のれんその他無形固定資産			

※¹ 各調整額は税引後 ※² 非支配株主持分・新株予約権を除く ※³ 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金
 ※⁴ 戻入の場合は減算 ※⁵ のれん・その他無形固定資産償却額を含む

取締役会の実効性に関する分析・評価について

当社では「MS & ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」（63ページをご参照ください。）に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

2018年度の概要は以下のとおりです。

分析・評価のプロセス

各取締役に対する自己評価アンケートの実施と集計

- ・質問票（9項目）を事前に配付し、事務局によるインタビュー形式で実施
- ・2017年度の取締役会評価でとりまとめた改善策（2018年度に取り組む機能向上策）が実施されているかを中心に回答

社外取締役会議における意見交換

- ・社外取締役全員で構成する社外取締役会議において、アンケート結果に基づき、分析・評価のための意見交換を実施

ガバナンス委員会におけるとりまとめ

- ・ガバナンス委員会（社外取締役全員、取締役会長、取締役社長で構成）としての分析・評価を行うとともに、2019年度さらに強化すべき課題を機能向上策としてとりまとめ

結果を踏まえ、改善策（機能向上策）を実施

分析・評価結果の概要

2018年度の取締役会における論議内容や機能発揮、運営面等を踏まえ、以下のとおり、分析・評価した。

向上した点	・議案数が減少した。戦略決定に向けた重要議案に時間を割いて論議することが定着した。 ・海外投資案件等のリスクイック案件について、個別案件の内容に深く踏み込んだ活発な論議を実施した。 ・グループのビジネスモデルである価値創造ストーリーと、CSV（社会との共通価値の創造）及びSDGsへの理解を深め、社員自らが日常業務で実践することを目的に、グループ全体で「サステナビリティコンテスト」を実施した。国内外から500件を超える応募があり、価値創造ストーリー、CSV及びSDGsへの理解が深まった。 ・「MS & AD統合レポート2018」等を通じ、経営理念（ミッション）をより具体化した価値創造ストーリーをグループ内外へ発信し、グループ内の理解浸透と社外からの評価向上に寄与した。 ・内部通報制度を「スピークアップ制度」に名称変更し、匿名受付の拡充を図った。通報件数も増加し実効性が向上している。 ・定時取締役会における議案1件あたりの平均審議時間が増加した。 ・監査役会設置会社として法定決議事項も多いところ、効率的な会議運営を実現した。 ・自然災害の保険金支払を集中して行う災害対策本部の視察等、2017年度に引き続き事業会社見学会を実施した。
今後強化していくべき点	・「Vision 2021」の重要テーマ（サステナビリティ、デジタルイノベーション、ダイバーシティ＆インクルージョン推進）や国内損保事業戦略や海外事業戦略等について、勉強会または取締役会において社外役員の理解を深め、論議を加速させる。 ・「価値創造ストーリー」を実践する自らの取組みがCSV及びSDGsにつながることをグループ全社員に浸透させることが重要であり、2019年度もグループ全体で「サステナビリティコンテスト」を実施するほか、様々な手法を通じて一層の意識向上に取り組む。 ・新設する「スピークアップ室」を中心に、スピークアップ制度のさらなる認知度向上、実効性向上のため、情報発信を強化する。 ・毎回の取締役会における論議・意見交換を拡充するため、会議時間を2018年度よりも長く設定する。

サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループCEO（以下「CEO」といいます。）の選解任及び後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めました。

概要は以下のとおりです。

1. CEOの選任基準

- ・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している
- ・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている
- ・公平・公正さを備えている
- ・人財育成力を有している
- ・リーダーシップが発揮できる
- ・グローバルな対応力を有している
- ・グループベストを行動の基本としている

2. CEOの選任プロセス

- (1) CEOによる推薦
 - ・CEOは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数及び委員長は社外取締役）に推薦します。
 - ・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。
- (2) 人事委員会の審議
 - ・人事委員会はCEOからの候補者推薦を受けて、審議を行います。
 - ・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。
- (3) 取締役会の決議
 - ・(1)(2)のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

3. CEO候補者の育成計画

CEOは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

- ・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）
- ・国内事業会社、海外子会社の経営

4. CEOの解任プロセス

- (1) 社外取締役は、CEOが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりCEO以外の人事委員会委員と審議します。
その審議結果に基づき、会社法及び社内規程に則り、必要な手続きを行います。
- (2) 社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めることができます。

MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、「MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めます。

第1章 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念（ミッション）」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。
2. そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランス グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）」を策定し、当社及びグループ会社の全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 当社は、経営理念（ミッション）を実現させるため、「MS&ADインシュアランス グループのサステナビリティの考え方」に基づき、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）への責任を果たし、社会のサステナビリティと持続的な企業価値の向上を目指します。
2. MS&ADインシュアランス グループのサステナビリティの考え方
MS&ADインシュアランス グループは、経営理念の実現に向け、「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し、レジリエントでサステナブルな社会を目指します。
信頼と期待に応える最高の品質を追求し、ステークホルダーとともに、地球環境と社会の持続可能性を守りながら、誰もが安定した生活と活発な事業活動にチャレンジできる社会に貢献し続けます。
3. 各々のステークホルダーに対する取組内容
以下の取組により、ステークホルダーへの責任を果たし、協働を通じて社会との共通価値を創造していきます。

ステークホルダー	取組内容
お客さま	信頼と期待に応える品質の商品・サービスを提供する。
株主	適切な情報開示、適正な利益還元を行う。企業価値を向上させる（第5章「株主の皆さまとの関係」参照）。
代理店	パートナーとして、ともに成長する。
取引先	健全な関係を保ち、協力して社会的責任を果たす。
社員	働きやすい環境、働きがいを実感し成長していく機会を提供する。
地域社会・国際社会	社会の一員として、レジリエントでサステナブルな社会づくりに取り組む。
環境	地球のサステナビリティを守る。

4. お客さまの声を聴く仕組み
MS&ADインシュアランス グループは「グループお客さまの声対応基本方針」を策定し、お客さまから寄せられた全ての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）を広く受け止め、品質向上に活かします。
5. スピークアップ
MS&ADインシュアランス グループは、当社及び子会社の全ての社員が違法又は不適切な行為について直接通報できるグループ内部通報制度をはじめ、疑問を感じること、困っていることをフランクかつ前向きに声を出す（スピークアップ）ことができる環境を整備して社員の声を広く受け止め、問題の早期発見・解決を目指します。
6. ダイバーシティ＆インクルージョンの推進
MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな環境変化を意識したグループ経営を進めるため、性別、国籍、障がいの有無等を問わず、社員が活躍できる職場環境を整備し、多様性と多様な価値観を尊重する企業風土の定着を目指します。

第3章 当社のコーポレートガバナンス態勢

1. 当社の機関構成
・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。

- ・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員会の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
- ・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。

2. 取締役会の役割

- (1) 取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、グループの経営方針、経営戦略、資本政策等、グループ経営戦略上重要な事項及び会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督します。
- (2) 取締役会は、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールしたリスク選好に基づいて経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。
- (3) 取締役会は、執行役員を選任するとともに、その遂行すべき職務権限を明確にすることにより、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離を図ります。
- (4) 執行役員は、取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務執行を行い、その業務執行状況について取締役会に報告します。

3. 取締役会の構成と社外取締役の役割

- (1) 取締役会は、多様な知見と専門性を備えたバランスの取れた構成とし、人数は、定款で定める15名以内とします。取締役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、取締役会が選任します（下記10. 指名決定のプロセス参照）。
また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任するものとし、経営から独立した視点を取り入れ、監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行います。
- (2) 社外取締役に期待する役割は次のとおりです。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの職歴や経歴、知識等に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との大局的な観点から意見を述べること。
 - ・取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
 - ・会社と経営陣^(注)・主要株主等の関連当事者との間の利益相反を監督すること。

- ・経営から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるか、という観点等からの監督機能を果たすこと。

(注) 当社及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役・執行役員の総称（以下同じ）

4. 取締役会の運営

- (1) 取締役会の決議
 - ・取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。
- (2) 取締役会の運営
 - ・取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。
 - ・取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、出席者の事前準備に要する期間に配慮して、取締役会の議案の送付又は説明に努めます。
 - ・取締役会の年間スケジュールや予想される議題について予め決定します。

5. 取締役会の評価

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を定期的実施し、その結果の概要を公表するものとします。

6. 監査役・監査役会

(1) 監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独任制の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を負っています。

(2) 監査役権限と役割

各監査役は、業務及び財産の調査権限等法令に基づく権限を適切に行使し、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の調査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行を監査します。

(3) 監査役会の構成と役割

- ・監査役の人数は、定款で定める6名以内とし、このうち半数以上を、法令に従い社外監査役とします。監査役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準」に基づき、監査役会が同意の上、取締役会が選任します（下記10. 指名決定のプロセス参照）。

- ・監査役会は、監査役からの職務の遂行状況の報告や役員からの監査に関する重要な事項についての報告を受けるとともに、監査の方針及び監査計画等を決定します。
 - ・監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、会計監査人の報酬等の決定について、同意権を有します。
7. 会計監査人
取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、適切な対応に努めます。
8. 取締役及び監査役のサポート体制・研修（トレーニング）方針
取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、当社は以下のとおり必要な社内体制を整備します。
- (1) 社外取締役・社外監査役（以下「社外役員」といいます。）に対し、取締役会の事務局に各社外役員の担当者を配置し、事前説明を行うなどのサポート体制を整備します。
 - (2) 取締役及び監査役に対し、就任時及び任期中継続的に情報提供・研修を行うための体制を整備します。
 - (3) 社外役員と経営陣・幹部社員との情報共有・意見交換の機会の設定等の環境整備を行います。
 - (4) 当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。
9. グループ経営会議
経営方針、経営戦略、会社及びグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項について、報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行います。
10. 指名決定のプロセス
- ・取締役会は人事委員会の助言を受けて取締役候補・監査役候補・執行役員等を選任します。監査役候補については監査役会の同意を得るものとします。
 - ・人事委員会は、当社の取締役候補・監査役候補・執行役員及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役の選任等重要な人事事項について審議し、取締役会に助言します。
 - ・人事委員会は3名以上の委員により構成します。
 - ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

11. 報酬決定のプロセス

(1) 取締役の報酬

- ・各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、報酬委員会における審議を経た上で取締役会の決議により決定します。
- ・報酬委員会は、当社の取締役・執行役員の業績評価、報酬等について取締役会に助言します。
- ・報酬委員会は3名以上の委員により構成します。
- ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

(2) 監査役の報酬

- ・各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

12. ガバナンス委員会

- 委員長を社外取締役の互選により選任し、社外取締役全員と取締役会長・取締役社長がコーポレートガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について協議を行うことを目的として「ガバナンス委員会」を設置します。

13. 課題別委員会

- 業務執行にかかる会社経営上の重要事項に関する協議及び関連部門の意見の相互調整を図ることを目的に、「サステナビリティ委員会」「品質向上・コンプライアンス委員会」「グループ経営モニタリング委員会」「デジタルイゼーション委員会」「グループシステム委員会」「グループ海外事業委員会」「リスク管理委員会」を設置します。

第4章 グループ経営管理体制

1. 当社（持株会社）の役割

- ・当社は、経営戦略の実現やグループの経営効率の向上と、グループ内の財務の健全性・業務の適切性の確保等のため、直接出資する事業会社（以下「直接出資会社」といいます。）とグループ経営管理契約を締結し、グループ各社の経営管理を行います。
- ・当社は、「グループ内部統制システムに関する基本方針」「グループリスク管理基本方針」「グループコンプライアンス基本方針」「グループ内部監査基本方針」「グループリスク選好方針」「グループITガバナンス基本方針」等のグループ基本方針を定め、グループ各社に遵守を求めるとともに、直接出資会社の重要事項について、グループ経営管理契約に基づき当社の承認又は当社への報告を求めます。

- ・当社は、グループ中期経営計画等のグループ経営戦略を定めます。
 - ・当社は、グループ各社が策定した経営計画の進捗状況や業務執行状況のモニタリング等を通じて指導・監督し、グループとしての目指す姿の実現を図ります。
2. 直接出資会社の役割
- ・直接出資会社は、グループ基本方針に基づき各社方針を策定し内部管理態勢を適切に整備するとともに、グループ中期経営計画に基づき各社の経営計画を策定し、個社としての経営管理を行います。
 - ・直接出資会社の子会社については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行います。

第5章 株主の皆さまとの関係

1. 株主との建設的な対話
- 当社は、株主との建設的な対話に関する方針について開示し、中長期的な視点から対話を深め、企業価値を高める観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために必要な体制を整備します。
2. 株主の権利・平等性の確保
- 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、次のとおり株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
- ・株主が株主総会において有効に議決権行使するため、適切な対応を行います。
 - ・株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行います。
 - ・当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策等について十分な説明を行います。
 - ・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行います。
3. 株主の利益に反する取引の防止
- 当社が取締役及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当社及び当社の株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引又は定型的でない取引については、予め取締役会による承認を要するものとします。
4. 政策株式の保有
- 当社及び株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資する観点から、グループとしての政策株式の保有縮減に関する方針及び政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について開示します。

第6章 適切な情報開示

- ・当社及びグループ国内保険会社各社は、「グループディスクロージャー基本方針」に基づき、法令及び金融商品取引所の定める開示ルールの徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。
- ・当社は、株主の皆さまをはじめステークホルダーとの建設的な対話に供すべく、法令に基づく開示以外にも、E S G（地球環境・社会・ガバナンス）などのステークホルダーにとって関心の高い非財務情報を財務情報と併せ「統合報告書」として一覧性のある形で開示します。
- ・また、これら開示情報は当社ホームページにアクセスしやすい形で一元的に掲載するとともに、ホームページではステークホルダーの皆さまがより理解していただけるよう、動画の活用等の工夫を行います。

附則 本基本方針の改廃は取締役会の決議により行います。

以 上

2019年3月1日最終改定

株主総会会場ご案内図

ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 芙蓉の間

東京都千代田区紀尾井町4番1号 電話 (03)3265-1111

■ 交通機関のご案内

東京 メトロ	中央線・総武線	「四ツ谷駅」	麴町口	徒歩 9 分	館内のご案内 四ツ谷駅、麴町駅方面よりお越しの方は、ザ・メイン宴会場階玄関よりお入りいただき「芙蓉の間」へお進みください。 入口 宴会場階
	● 有楽町線	「麴町駅」	2 番口	徒歩 9 分	
	● 丸ノ内線 ● 南北線	「四ツ谷駅」	1 番口	徒歩 9 分	
	● 銀座線 ● 丸ノ内線	「赤坂見附駅」	D 紀尾井町口	徒歩 10 分	
	● 半蔵門線 ● 南北線 ● 有楽町線	「永田町駅」	7 番口	徒歩 10 分	



※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 責任ある木質資源を使用した紙